

第48号議案

筑紫自治振興組合同規約の一部変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、筑紫自治振興組合同規約を別紙のとおり変更するため、関係市町と協議することについて、議決を求める。

平成30年6月8日提出

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

那珂川町が那珂川市となることに伴い、筑紫自治振興組合同規約の一部を変更するため関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものである。

筑紫自治振興組合規約の一部を変更する規約

筑紫自治振興組合規約(平成7年筑紫自治振興組合規約第1号)の一部を次のように変更する。

「関係市町」を「関係市」に改める。

第2条中「那珂川町」を「那珂川市」に改める。

第6条及び第8条第2項中「副市町長」を「副市長」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。